

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

日時 令和6年4月10日（水）

午前9時30分

場所 熊谷市立文化会館

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 関与先名簿及び使用人名簿の提出依頼について（総務課）

[別添1「関与先名簿」](#)

[別添2「使用人等名簿」](#)

税務署では、管内に事務所を有し税理士業務を行う方に対し、関与先及び使用人等の状況について、別添1「関与先名簿」及び別添2「使用人等名簿」の提出をお願いしております。

本年も、4月中に依頼文書を送付させていただく予定ですので、提出についてご協力をお願いいたします。

なお、提出に当たりまして、次の点にご留意願います。

イ 関与先名簿等は、e-Taxにより提出可能

ロ 関与先名簿等は、A4判規格かつ全項目を満たしていれば、任意の様式により提出可能

また、提出期限までに提出が確認できない場合は、6月末までに電話又は文書により改めて提出依頼をさせていただきますので、ご承知おきください。

(2) 署内レイアウトの変更について（総務課）

確定申告会場の開設に伴い、現在、税務署内のレイアウトを一部変更しているところですが、4月15日（月）から、総合窓口を1階に変更する予定ですので、ご承知おきください。

(3) キャッシュレス納付の利用拡大について（管理運営部門）

[別添3 「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」](#)

[別添4 「自動ダイレクトの概要」](#)

[別添5 「自動ダイレクトリーフレット」](#)

[別添6 「自動ダイレクト対象申告手続」](#)

令和6年4月決算分から、プレプリント納付書の事前送付が見直しとなります。納税には、ダイレクト納付をはじめとするキャッシュレス納付を是非ご利用ください。

イ ダイレクト納付の利用について

ダイレクト納付の利用には、別添3「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」を提出後、利用開始まで1か月程度かかりますので、早めの準備をお願いいたします。

ロ 自動ダイレクトについて

令和6年4月より、別添4「自動ダイレクトの概要」のとおり、電子申告と併せてダイレクト納付を行う旨の意思表示を行うことで法定納期限に自動的に口座引落としを行う「自動ダイレクト」が運用開始となります。申告後の納付手続が省略されるなど利便性が向上されておりますので、是非ご利用いただきますようお願いいたします。

なお、法定納期限当日に送信した場合は、翌取引日に口座引落としになり

ますが、別添5「自動ダイレクトリーフレット」の「利用可能額」を超える場合は自動ダイレクトを利用できませんのでご注意ください。

また、自動ダイレクトの対象となる申告手続は別添6「自動ダイレクト対象申告手続」のとおりとなりますので、ご承知おきください。

(4) 令和5年分確定申告の振替納税について（管理運営部門）

イ 申告所得税及び復興特別所得税の振替日 令和6年4月23日（火）

ロ 消費税及び地方消費税の振替日 令和6年4月30日（火）

令和5年分確定申告の振替納税について、関与先への周知及び残高確認の指導をお願いいたします。

(5) 書面添付制度の更なる普及・定着等について（資産課税部門）

別添 7 「申告書の作成に関する計算事項等記載書面（資）」

別添 8 「税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕」

（関東信越国税局版）

別添 9 「相続税申告に係る書面添付制度の更なる普及・定着のために…」

令和4年度税制改正により、相続税及び贈与税に対応した別添7「申告書の作成に関する計算事項等記載書面（資）」が制定され、令和6年4月から施行されますので、令和6年4月以降、相続税及び贈与税申告に当たっては、新様式での提出をお願いします。

なお、相続税の申告に係る添付書面の作成に資するため、引き続き別添8「税理士法第33条の2の書面添付に係るチェックシート〔相続税〕」の活用をお願いいたします。

また、チェックシートを活用いただいた場合には、別添9「相続税申告に係

る書面添付制度の更なる普及・定着のために…」に記載のとおり、添付書面の「6 その他」欄に「申告書の作成に当たっては、別添のチェックシートを活用し、各項目の確認を行い検討した。」旨の文言を記載し、添付書面とともに提出していただきますようお願いいたします。

おって、チェックシートは、国税庁ホームページの関東信越国税局サイトにおける「新着情報一覧（税に関する情報）」に掲載しています。

【掲載場所】

「ホーム」→「国税庁等について」→「組織（国税局・税務署・税務大学校等）」→「関東信越国税局」→「新着情報一覧（税に関する情報）」

（6）ALL e-Taxの推進に向けた取組について（法人課税部門）

[別添10「法人税の電子申告は4社に3社がALL e-Taxです！！」](#)

[別添11「メッセージボックス格納メッセージ」](#)

法人税申告の添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の更なる普及に向け、国税庁において、新たに次の取組を実施しております。

イ 法人税e-Taxに関するリーフレット専用ページの新設

国税庁ホームページに、法人税のe-Taxに関するリーフレット等を集約したページが新たに開設されておりますので、ご活用ください。

なお、当該ページには、これまで国税庁で実施した利便性向上策のほか、今回新たに作成したリーフレット、別添10「法人税の電子申告は4社に3社がALL e-Taxです！！」を掲載しておりますので、ご承知おきください。

【掲載場所】

「ホーム」→「税の情報・手続・用紙」→「税について調べる」→「税目別情報」→「法人税」→「法人税e-Tax（電子申告）に関するリーフレット」

ロ 財務諸表データの送信に関する専用ページの新設

e-Taxホームページに、財務諸表データの送信に関する情報を集約した専用ページが新たに開設されておりますので、ご活用ください。

【掲載場所】

「ホーム」→「法人の方」→「便利な機能」→「財務諸表データの送信」

ハ 財務諸表データをe-Taxで送信していない法人に対するメッセージ配信等

e-Taxを利用している法人のうち、財務諸表データをe-Taxで送信していない法人に対して、メッセージボックスに別添11「メッセージボックス格納メッセージ」のとおり、財務諸表データのe-Tax送信を促すメッセージを配信しますので、ご承知おきください。

(7) 定額減税について（個人課税部門・法人課税部門）

[別添12「各人別控除事績簿（Excel）」](#)

[別添13「年末調整計算シート（令和6年用）」](#)

令和6年3月28日付で税制改正法案が成立し、令和6年6月から定額減税が実施されることとなりました。

国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」が更新されております。

- ① 各人別控除事績簿 (Excel) ※別添12
- ② 年末調整計算シート (令和6年用) ※別添13
- ③ 令和6年分所得税の定額減税Q&A
- ④ 関連リンク (外部サイト)

内閣官房作成の各種給付金及び定額減税に関する情報がまとめられたホームページを関連リンクとして掲載しております。

【掲載場所】

「ホーム」→「利用者別情報」→「源泉徴収義務者の方」→「定額減税特設サイト」

(8) 承認酒類製造者が租税特別措置法第87条の適用を受ける場合の酒税納税申告書の記載方法について（酒類指導官）

[別添14「酒税納税申告書の記載方法について」](#)

令和5年度税制改正により租税特別措置法が改正され、承認酒類製造者に対する新たな酒税の税率の特例措置が創設されました。

新たな税率の特例措置の適用を受ける場合には、令和6年4月移出分（令和6年5月31日申告期限）から酒税納税申告書の記載方法が変わりますのでご注意ください。

なお、令和6年3月末までに、「旧租税特別措置法等の適用を選択する旨の届出書」を提出された承認酒類製造者の方や租税特別措置法第87条の適用を受けない方は、記載方法に変更はなく、従前のとおりです。

また、詳細につきましては、国税庁ホームページ「租税特別措置法第87条関係について」をご確認願います。

【変更点】

イ 税額算出表

「軽減後税額」、「控除数量」及び「控除税額」欄が記載不要となります。

ロ 戻入れ酒類の控除（還付）税額計算書

「軽減後税額」欄の記載が不要となります。

ハ 軽減税額算出表【新様式】

新たに作成が必要となり、この表で軽減税額を計算することとなりました。

ニ 酒税納税申告書

「算出税額①」欄は、「軽減税額算出表」から転記することとなりました。

【掲載場所】

「ホーム」→「税の情報・手続・用紙」→「お酒に関する情報」→「トピックス」→「租税特別措置法第87条関係」

5 熊谷市・深谷市・寄居町からの連絡事項

(1) 令和6年度納税通知書等の発送日について

イ 熊谷市

個人住民税（特別徴収）	5月10日	（金）
個人住民税（普通徴収）	6月10日	（月）
固定資産税・都市計画税	5月10日	（金）
軽自動車税（種別割）	5月10日	（金）

ロ 深谷市

個人住民税（特別徴収）	5月10日	（金）
個人住民税（普通徴収）	6月10日	（月）
固定資産税・都市計画税	5月1日	（水）
軽自動車税（種別割）	5月1日	（水）

八 寄居町

個人住民税（特別徴収）	5月14日（火）
個人住民税（普通徴収）	6月11日（火）
固定資産税・都市計画税	5月10日（金）
軽自動車税（種別割）	5月10日（金）